飲食店の受動喫煙防止対策実態調査

報告（最終）

平成 30 年 12 月 19 日

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課

目次

1　調査の概要　1

1.1　調査の目的

1.2　調査期間

1.3　調査対象者の選定方法

1.4　調査方法

2　回答件数　1

3　調査結果　3

3.1　飲食店の種類（業種・営業時間　等）

3.2　客席面積、客席数

3.3　従業員の有無

3.4　喫煙状況、加熱式たばこについて

4　クロス集計　11

4.1　客席面積と喫煙状況

4.2　客席数と喫煙状況

4.3　客席面積と客席数

4.4　従業員の有無と喫煙状況

4.5　客席面積と喫煙室・喫煙専用室を設置できない理由

5　受動喫煙防止対策についての意見　13

参考資料　調査票（受動喫煙防止対策に関するアンケート）　15

1　調査の概要

1.1 調査の目的

平成 30 年 7 月に公布された健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正健康増進法とする）を踏まえ、より良い受動喫煙防止対策を検討していくため、飲食店の実態を把握することを目的とする。

1.2 調査期間

平成 30 年 9 月から 11 月

1.3 調査対象者の選定方法

大阪府下の飲食店営業許可・喫茶店営業許可を有する店舗から、露店、自動販売機、自動車による営業、コンビニエンスストア等客席を備えていないと推定される店舗を除いた 97,843 軒より、10,000 軒を無作為抽出により選定した。

※ ただし、店舗名称等からコンビニエンスストア等と判断できなかった店舗については、調査対象者に含まれている可能性あり。

1.4 調査方法

郵送により配布し、郵送又は FAX により回収

2　回答件数

1,258 件（なお、別途あて先不明 1,803 件）

【管轄する自治体の件数内訳と発送数及び速報値の回答数】

	大阪市	堺市	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	大阪府	計
件数	58,932	5,727	2,464	1,744	2,036	1,731	4,043	21,166	97,843
率	60.2%	5.9%	2.5%	1.8%	2.1%	1.8%	4.1%	21.6%	
発送数	6,024	585	252	178	208	177	413	2,163	10,000
宛先不明	1,314	73	34	21	20	27	21	263	1,803
実発送数	4,710	512	218	157	188	150	362	1,900	8,197
有効回答	700	74	33	28	25	23	51	324	1,258
回答率	14.9%	14.5%	15.1%	17.8%	13.3%	15.3%	14.1%	17.1%	15.3%

3　調査結果

3.1-1 飲食店の種類（業種：その１）

	種類	件数	割合
a.	レストラン・食堂	469	37.3%
b.	対面型テイクアウト店	51	4.1%
c.	喫茶店・コーヒー店	306	24.3%
d.	居酒屋	254	20.2%
e.	バー・キャバレー・スナック	107	8.5%
f.	その他（カラオケ店、高齢者施設等）	63	5.0%
不明	無回答	8	0.6%
		1,258	**100%**

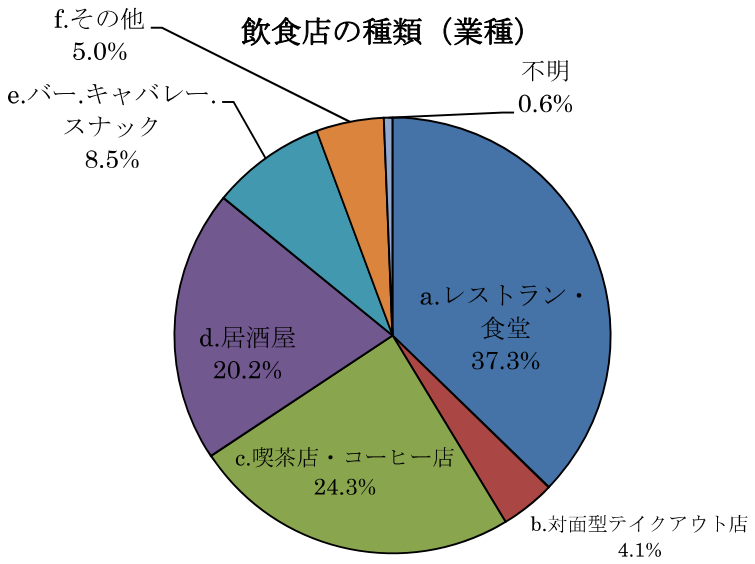

・業種のうち、「b.対面型テイクアウト店（客席を持たない店舗が主）」「f.その他（カラオケ店、高齢者施設等）」については、今回の検討対象の「飲食店」に該当しないことから、以降の分析については、その２区分を除外して、分析を行う。

⇒　アンケート回答数：1,258 件　―（b.51 件＋f.63 件）＝**1,144 件**について、分析を行う。

3.1-1 飲食店の種類（業種：その２）

	種類	件数	割合
a.	レストラン・食堂	469	41.0%
~~b.~~	~~対面型テイクアウト店~~	~~51~~	~~　　%~~
c.	喫茶店・コーヒー店	306	26.7%
d.	居酒屋	254	22.2%
e.	バー・キャバレー・スナック	107	9.4%
~~f.~~	~~その他（カラオケ店、高齢者施設等）~~	~~63~~	~~　　%~~
不明	無回答	8	0.7%
		1,144	**100%**

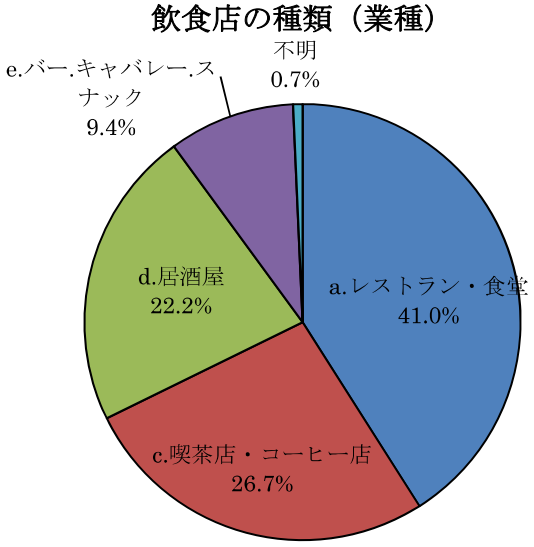

・回答で一番多かった業種は、「a.レストラン・食堂」で４１．０％。次いで、「c.喫茶店・コーヒー店」の２６．７％、「d.居酒屋」の２２．２％であった。

3.1-2 飲食店の種類（営業時間）

	種類	件数	割合
a.	モーニング	209	18.3%
b.	ランチタイム	751	65.6%
c.	カフェタイム	492	43.0%
d.	ディナータイム	910	79.5%
e.	深夜営業（12 時以降）	110	9.6%
f.	24 時間営業	4	0.3%
不明	無回答	6	0.5%
			100%

・営業時間帯の例示と該当件数は以下のとおり。

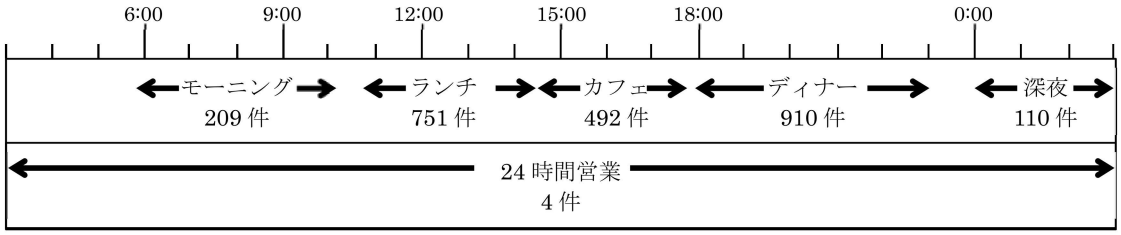

不明（無回答）6 件

※ 複数の時間帯で営業している店舗が多いため、合計は 1,144 件にはならない。

3.2-1 客席面積

	客席面積	件数	割合	約 30 ㎡以下 件数 割合	約 50 ㎡以下 件数 割合	約 100 ㎡以下 件数 割合
a.	9.07 坪以下（約 30 ㎡以下）	451	46.6%	451 46.6%	734 75.9%	895 92.6%
b.	9.07 坪（約 30 ㎡）より広く 15.13 坪（約 50 ㎡）以下	283	29.3%			
c.	15.13 坪（約 50 ㎡）より広く 30.25 坪（約 100 ㎡）以下	161	16.6%	516 53.4%	233 24.1%	
d.	30.25 坪（約 100 ㎡）より広い	72	7.4%			72 7.4%
不明	無回答	177				
		1,144 (無回答除く:967)	(100%)			

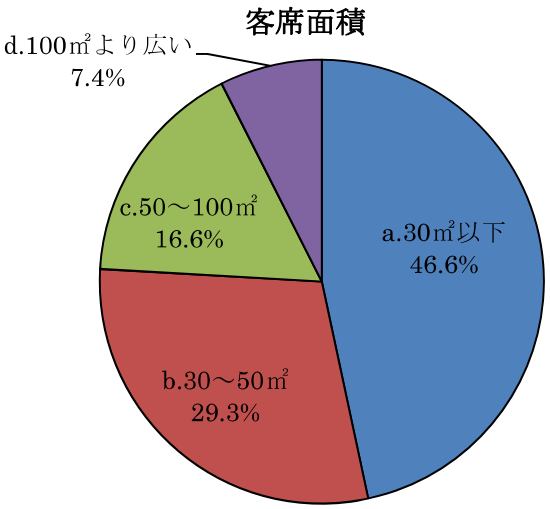

・無回答を除く、**967** 件（1,144 件 ― 177 件）について分析すると、

約 30 ㎡以下が **46.6**%

約 50 ㎡以下が **75.9**%

約 100 ㎡以下が **92.6**% であった。

3.2-2　客席数

	種類	件数	割合	19 席以下 件数 割合	29 席以下 件数 割合	56 席以下 件数 割合
a.	19 席以下（推計：30 ㎡以下）	484	43.3%	484 43.3%	776 69.4%	1,002 89.6%
b.	20 席～29 席以下 （推計：50 ㎡以下）	292	26.1%	634 56.7%		
c.	30 席～56 席以下 （推計：100 ㎡以下）	226	20.2%		342 30.6%	
d.	57 席以上（推計：100 ㎡以上）	116	10.4%			116 10.4%
e.	無回答	26				
		1,144 (無回答除く:1,118)	(100%)			

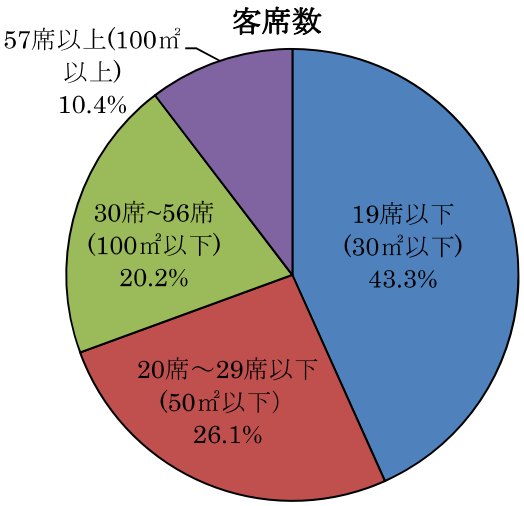

・客席面積と客席数の相関関係をもとに、客席数から客席面積を推計し分析した。（詳細は 4 クロス集計を参照。）

・無回答を除く、**1,118** 件（1,144 件　―　26 件）について分析すると、

約 30 ㎡が **43.3**%

約 50 ㎡以下が **69.4**%

約 100 ㎡以下が **89.6**%

3.3　従業員の有無

	種類	件数	割合
a	いない（個人・家族経営など）	503	44.6%
b	いる	624	55.4%
不明	無回答	17	
		1,144 (無回答除く:1,127)	(100%)

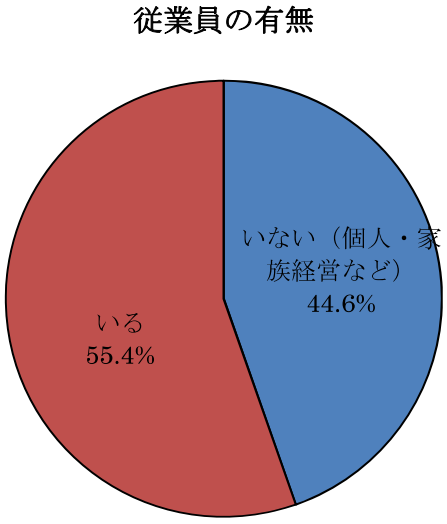

・無回答を除く、**1,127**件（1,144 件－17 件）について分析すると、

従業員がいない（個人・家族経営など）と答えた店舗が **44.6**%、

従業員がいると答えた店舗は **55.4**%

3.4-1 喫煙状況

	客席スペースにおける禁煙状況	件数	割合	原則屋内禁煙※化
a.	終日全面禁煙にしている	287	25.1%	対応済
b.	喫煙専用室（飲食不可）を設けている	19	1.7%	26.7%
c.	喫煙室（飲食可）を設けている	66	5.8%	
d.	喫煙席、禁煙席の指定をするが、禁煙席に煙が漏れる	56	4.9%	
e.	その他	42	3.7%	未対応
f.	ランチタイムの禁煙など、時間分煙にしている	93	8.1%	73.3%
g.	特に対策はしていない	571	49.9%	
不明	無回答	10	0.9%	
		1,010	100%	

※原則屋内禁煙とは、屋内禁煙か、喫煙専用室の設置である。無回答は未対応として取り扱った。

d～g. 喫煙専用室や喫煙室を設置できていない理由（複数回答可）

		件数	割合
a.	近いうち（2020 年まで）に対策する予定	28	3.7%
b.	喫煙専用室や喫煙室の設置はスペースの関係で難しい	482	63.3%
c.	喫煙専用室や喫煙室の設置は費用がかかるので難しい	252	33.1%
d.	テナントなので設置できない	125	16.4%
e.	その他	92	12.1%
不明	無回答	32	4.2%
		(複数回答可:762)	

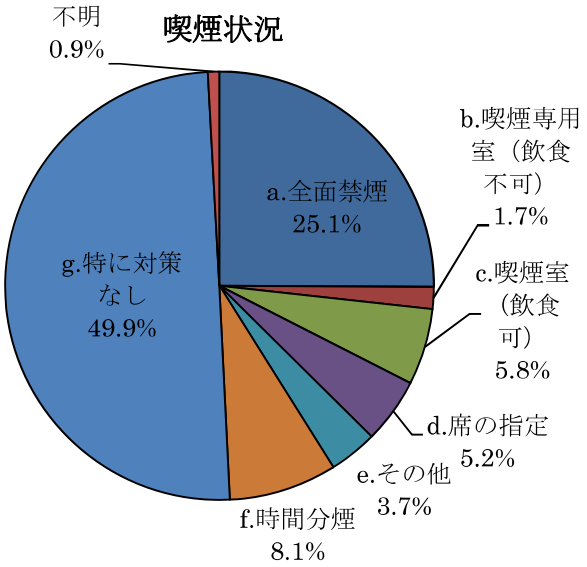

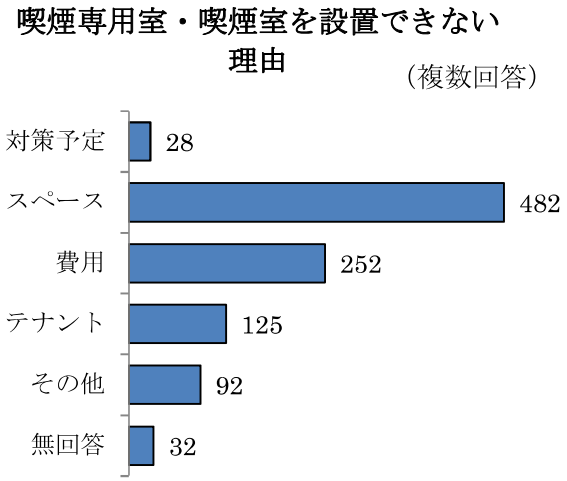

・喫煙状況について、特に対策をしていないと回答した飲食店が最も多く、約半数を占めた。

・改正健康増進法では、原則屋内禁煙とされているため、

これに対応していると推定される店舗は **26.7**%（a,b）、

未対応と推定される店舗は **73.3**%　であった。

・喫煙専用室や喫煙室などの設備を設置していない店舗に対し、その理由を聞いたところ、

63.3%の店舗がスペースの問題で設置できない

と回答した。その他、費用面、テナントのため設置できない、などの回答があった。

3.4-2 加熱式たばこについて

	種類	件数	割合
a	特に区別しておらず、紙巻きたばこと同じ取扱いとしている	1,010	98.0%
b	紙巻きたばこと区別している	21	2.0%
不明	無回答	113	
		1,144 （無回答除く:1,031）	（100%）

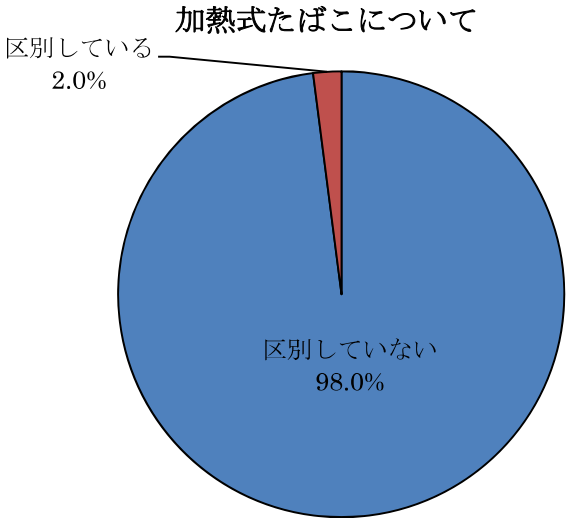

・加熱式たばこについては、紙巻きたばこと同じ扱いをしていると答えた店舗が **98.0**%と多かった。

・加熱式たばこと紙巻きたばこの取り扱いを区別していると答えた店舗では、店舗として加熱式たばこのみを喫煙可としている、加熱式たばこについては禁煙エリアでの喫煙を可としている、といった回答であった。

4　クロス集計

4.1　客席面積と喫煙状況

客席面積と喫煙状況をクロス集計すると、以下のとおり

	件数	割合 (n=967)	原則屋内禁煙 未対応店舗	割合 (n=967)
30 ㎡（≒9.07 坪）以下 既存店	451	46.6%	352	36.4%
50 ㎡（≒15.13 坪）以下 既存店	734	75.9%	564	58.3%
100 ㎡（≒30.25 坪）以下 既存店	895	92.6%	680	70.3%

4.2　客席数と喫煙状況

客席数と喫煙状況をクロス集計すると、以下のとおり

	件数	割合 (n=1118)	原則屋内禁煙 未対応店舗	割合 (n=1118)
30 ㎡（≒19 席）以下 既存店	484	43.3%	364	32.6%
50 ㎡（≒29 席）以下 既存店	776	69.4%	584	52.2%
100 ㎡（≒56 席）以下 既存店	1,002	89.6%	754	67.4%

4.3　客席面積と客席数

客席面積と客席数には相関が見られた。これをもとに、30 ㎡以下の店舗を 19 席以下、50 ㎡以下の店舗を 29 席以下、100 ㎡以下の店舗を 56 席以下と推計し、分析に用いた。

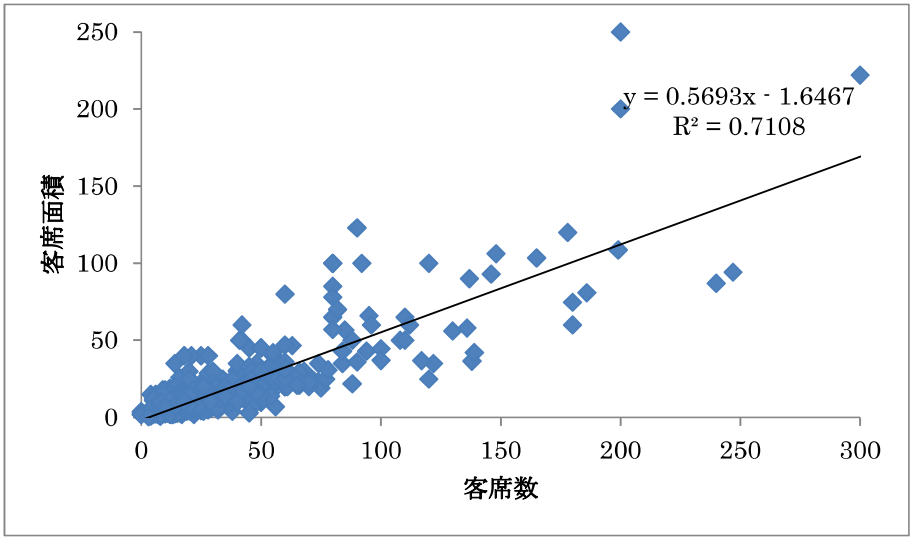

客席面積未回答の店舗について客席数から面積を推測し、さらに客席面積と喫煙状況をクロス集計すると、以下のとおり

	件数	割合 (n=1132)	原則屋内禁煙 未対応店舗	% (n=1132)
30 ㎡（≒9.07 坪）以下 既存店	519	45.8%	403	35.6%
50 ㎡（≒15.13 坪）以下 既存店	833	73.6%	640	56.5%
100 ㎡（≒30.25 坪）以下 既存店	1,021	90.2%	767	67.8%

4.4　従業員の有無と喫煙状況

従業員の有無と喫煙状況をクロス集計すると、以下のとおり

	件数	割合 (n=1127)	原則屋内禁煙 未対応店舗	% (n=1127)
従業員なし既存店	503	44.6%	398	35.3%

従業員の有無に客席面積（客席数による補正済）と喫煙状況をクロス集計すると、以下のとおり

	件数	割合 (n=1118)	原則屋内禁煙 未対応店舗	% (n=1118)
従業員なし 30 ㎡以下 既存店	330	29.5%	270	24.2%
従業員なし 50 ㎡以下 既存店	447	40.0%	357	31.9%
従業員なし 100 ㎡以下 既存店	488	43.6%	389	34.8%

4.5　客席面積と喫煙室・喫煙専用室を設置できない理由

客席面積（客席数による補正済）の階層別に喫煙室・喫煙専用室を設置できない理由を集計すると、以下の通り。

改正法で経過措置の対象外となる 100 ㎡より広い客席面積の店舗では、対策予定という回答が若干増える（100 ㎡以下 3.3%に対し、10.5%）ものの、それ以下の客席面積ではどの階層別に見ても、スペースの関係で設置が難しいと答える店舗が 70%程度となり、大きな差は見られなかった。

		全体	約 30 ㎡以下	約 50 ㎡以下	約 100 ㎡以下	約 100 ㎡より広い
		件数 割合	件数 割合	件数 割合	件数 割合	件数 割合
a.	近いうち（2020 年まで）に対策する予定	28 3.7%	8 2.1%	12 2.0%	23 3.3%	5 10.5%
b.	喫煙専用室や喫煙室の設置はスペースの関係で難しい	482 63.3%	260 68.4%	401 67.4%	461 65.3%	18 36.0%
c.	喫煙専用室や喫煙室の設置は費用がかかるので難しい	252 33.1%	100 26.3%	190 31.9%	237 33.6%	15 30.0%
d.	テナントなので設置できない	125 16.4%	63 16.6%	91 15.3%	115 16.3%	10 20.0%
e.	その他	92 12.1%	45 11.8%	76 12.8%	83 11.8%	8 16.0%
不明	無回答	32 4.2%	16 4.2%	22 3.7%	28 4.0%	2 4.0%
		(複数回答可:762)	(380)	(595)	(706)	(50)

(面積不明:6)

5　受動喫煙防止対策についての意見

・受動喫煙防止対策についての意見を自由記載で伺ったところ、457 店からご意見をいただいた。（801 件は特に意見がなかった。）主な意見は以下のとおり。

ア　屋内禁煙を推進（改正健康増進法・府条例に賛同）する意見　（181 件）

- 国民の健康を守る為に禁煙にしてほしい。
- 店主、従業員が受動喫煙により健康被害を受け続けている。
- 飲食店は規模に関わらず全面禁煙にしてもらいたい。
- 不公平にならないようにしてほしい。
- 条例・法律で禁煙にしてもらうとお客様に言いやすい。
- 法律で決まれば従う。

イ　規制は厳しい（一定緩和すべき、店舗スペースや業種によっては困難等）とする意見　（85 件）

- お酒もたばこも嗜好品なのでたばこだけを対策するのはどうかと思う。
- たばこを買って税金払っているのになぜ小さくならないといけないのか、たばこを吸う者にも権利が有る。
- 酒を飲むと、たばこはほしくなる。ヘビースモーカーが必ず早死にはしないと思う。
- 私は吸わないが、皆さんおいしそうに吸っているので病気のことを気にして生きているよりいいのではないかと思う。
- 店主自身たばこは吸わない。長い間受動喫煙をしてきたが何の問題もない。個人の自由で吸ったらいい。
- 加熱式たばこについて、もう少し緩和措置を考慮してほしい。人間ストレスを軽減するのに喫煙も必要と思う。
- 狭い店舗なので難しい。比較的気をつかっている人が多く、お客様同志で譲りあって吸っている。
- 受動喫煙防止については理解するが店舗面積が狭く、対策が難しい。
- 大手飲食店であれば喫煙専用スペースは確保、設置できるが、個人経営店であれば実施は難しい。
- 小規模店舗では費用とスペース的に無理。喫煙と喫茶目的での来店客を逃がすのは痛手。
- 業種によって認めても良いのでは。
- 居酒屋などは除外、対象外にならないのか。たばこも料理の一部といった声もある。分煙や禁煙する意味が分からない。
- お酒を飲む楽しみのある店で喫煙不可はきびしい。受動喫煙防止にばかり力を入れて、国に税金を払っている喫煙者ばかりが悪者扱いされ肩身のせまい状況だと思う。
- ランチ禁煙は当然として夜の営業（バーやスナックなど）はお酒メインなので難しい。お酒とタバコはワンセットという方が多い。
- ラウンジなのでタバコを吸う人が多く非喫煙者もそういう場のため気にしないという人ばかり。
- おおよそ７坪以下のバーやスナックは規制の対象外にするべき。
- コーヒー専門店なので禁煙はむずかしい。
- 食事中や子供のいる場面では、禁煙にすべきだと思うが、お酒、コーヒーの時は、ゆるして欲しい。
- 麻雀店、パチンコ店も、受動喫煙対策をとらなければならないのか。

ウ　屋内禁煙に移行することによる経営への影響を懸念する意見　（62 件）

- 個人的には禁煙にしたいが当店は喫煙者が多いので売上に影響するのではと懸念している。
- 従業員の健康の為にも何とかしたいが、現状では無理。禁煙にすると売り上げが確実に落ちる。

- 固定客に喫煙者が多く、禁煙にすると客が減る。当店では大半が喫煙者なので規制されると閉店しなくてはならない。
- 半数は喫煙客の為、終日禁煙にすると経営が成り立たない。店内が禁煙の為外に出て喫煙して、そのまま逃げられた店もあると聞いたりする。
- 喫煙の場所を求めたお客様が多い。受動喫煙が健康を害することは承知しているが配慮してほしい。
- 居酒屋で全面禁煙にしたら、客数が減る。大型店なら対策できるだろうが小さい店は難しい。
- 個人経営の小さなバーまで禁煙にされると売上げが落ちる。禁煙にしたら、売上げが増えるという話も聞くが、全店が禁煙になると売り上げは増えず、流行の家飲みが増え、閉店する店も増え、税収が減るだけ。

エ　禁煙にするか喫煙にするかは、客の意向に配慮したうえで店が決めるべきとする意見　（59 件）

- 店頭に喫煙可の明示を行い、利用者に、店を選んでいただくのがベストだと考えている。
- どの店に入るか、お客様の自由なので、店側の喫煙の可否も自由で良いと思う。
- 当店は喫煙可能のマークを貼っている。喫煙するお客も多いので喫煙できる店に入るか否かはお客にまかせるべきで条例化する事は反対。
- 喫煙ができる店ということで、喫煙を目当てに来店されるお客様もいる。
- 加熱式たばこくらいは、店の中で吸わせてあげたい。
- 貸切の場合はお客様に決めて頂く。喫煙の方は外へ行って吸っている。
- 小さい子供さんがいる場合、はなれた所で喫煙するなどそれぞれの人が考えて喫煙している。
- 他に吸えない所が増えている分吸うお客様が多い気がする。様子を見ている状態。
- 大きな時代の流れで禁煙に向かっているので今禁煙にするのも喫煙にするのもどちらもリスクがある。行政はこれ以上の対策はせず、店にまかせ、お客様が選択できるようにすれば良い。

オ　喫煙専用室設置等における支援策が明確でないことを懸念する意見　（18 件）

- あまりにも一方的な強制に思える。喫煙専用室の設置には、費用助成があれば設置を前向きに考えたい。
- 設備が必ず要るのであれば、その費用を全面的に国なり府なりで負担して欲しい。
- 受動喫煙防止には賛成。設備を整える資金の特別融資等、支援策が欲しい。
- 喫煙ルームを作る費用は東京以上に助成してほしい。
- たばこ税の税収を還元してほしい。
- 喫煙室の設置は金銭的につらい。今後全店禁煙になるようなことになった場合に困る。
- お客様のクレームが多く喫煙可にしている。入居するビルが喫煙専用室を作ってくれたらありがたい。ビルに作るように言って欲しい。

カ　その他意見（路上喫煙禁止、たばこ販売に対する意見等）　（80 件）

- 喫煙は自由な権利である。それほどタバコがダメなら販売禁止にすればよい。
- たばこは政府が税収を得ている以上制限することがおかしいと思う。
- タバコをもっと値上げするか売らなければよい。
- 路上喫煙、歩きたばこについて力を入れて対策すべき。歩きたばこに厳しい罰則をつくってほしい。
- 喫煙スペースが少なすぎる。路上は特に。もう少し、喫煙に配慮があればと思う。
- 受動喫煙について理解はしているし、対策もせねばと考えているが、喫煙者の居所がなくならないように場所を用意する必要もあるのではないか。
- 加熱式たばこは別に考えるべき。

参考（意見照会の依頼内容）

〒　－
所在地
店舗名称　御中

健　第　２０１６　号
平成３０年９月２８日

大阪府健康医療部
保健医療室　健康づくり課

受動喫煙防止対策に関するアンケートへのご協力のお願い

大阪府では、平成３０年７月の健康増進法の改正を踏まえ、より良い受動喫煙防止対策を検討していくため、飲食店・喫茶店等の実態調査をアンケート形式で実施することといたしました。

お忙しいところ、たいへん恐れ入りますが、貴店の状況について、別紙様式によりご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

☞**回答時点での店舗の実態・現状について、お答えください。**
☞**回答内容は、店名などが特定できる形で公表することはありません。**
☞**複数店舗を経営されている場合、アンケートをお送りした店舗の状況をご回答ください。**

＜回答方法＞　**郵送またはＦＡＸのいずれかで回答**してください。

☞郵送の場合

返信用封筒で投函してください。切手は不要です。

返送先：　〒540-8570　大阪市中央区大手前２丁目
大阪府健康医療部　保健医療室
健康づくり課　受動喫煙防止対策担当あて

☞ＦＡＸの場合

ファクシミリで下記あてに送信してください。**送付状は不要**です。

送信先：　０６－６９４４－７２６２
大阪府健康づくり課　受動喫煙防止対策担当あて

以上、ご協力をお願いします

お問合せ先
大阪府健康医療部保健医療室
健康づくり課生活習慣病・がん対策グループ
（担当）　岡本（智）、岡本（弘）
電話　０６－６９４４－６７９１（直通）

≪参考≫

（１）受動喫煙防止対策の現状【健康増進法（平成 30 年 7 月改正）の概要】

○　多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止

⇒　学校や行政機関等の施設の敷地内禁煙（2019 年夏頃～）

飲食店など人が集まる施設では原則屋内禁煙（2020 年４月１日～）

＜飲食店に対する規制（2020 年 4 月 1 日～＞

① 飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等

喫煙専用室（喫煙のみができ、飲食等はできない部屋）以外では喫煙はできません。

② 既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗

現在、喫煙で営業している既存の飲食店で、資本金 5,000 万円以下で客席面積 100 ㎡以下など一定の条件を満たす飲食店においては、2020 年 4 月以降も、当面の間、喫煙場所であることを利用客に明示すれば喫煙のまま営業することができます。

③ その他、加熱式たばこの扱い

加熱式たばこについては、当分の間、喫煙室（喫煙とともに飲食等ができる部屋）での喫煙ができます。

※　詳細は下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

健康増進法の一部を改正する法律　概要（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html

（２）大阪府が検討しようとしていること

健康増進法の改正を踏まえ、さらに一歩進んだ、より良い受動喫煙防止対策となるよう、条例化に向け検討を進めています。

条例の内容は、この実態調査の結果やさまざまなご意見等を踏まえ、今後検討していきます。

受動喫煙防止対策に関するアンケート

以下の質問に右側の回答欄に該当する記号や内容を記入してください。質問は 10 問です。

１．所在する市町村はどこですか。（市町村名をお答えください）

1	市・町・村

２．営業時間をお答えください。（２４時間表記で記載）

2	：　～　： ：　～　：

３．業種についてお尋ねします。

a. レストラン・食堂　　b. 対面型テイクアウト店（弁当・ファストフード等）
c. 喫茶店・コーヒー店　d. 居酒屋　e. バー・キャバレー・スナック
f. その他（内容を右欄に記載してください）

3	

f の内容

４．店舗全体の延床面積と、客席面積・厨房面積などはそれぞれ約何坪ですか。

※客席面積とは、お客さんが自由に立ち入ることのできるスペースです。
１坪＝約３．３平米です。客席面積の考え方は裏面の例を参照してください。

4	店舗延床面積 約　坪	＝	客席面積 約　坪	＋	厨房面積 約　坪	＋	その他面積 約　坪

５．客席数は何席ですか。

5	席

６．従業員（パートタイマーを含む）はいますか。

a. いない（個人・家族経営など）　b. いる

6	

７．現在の客席スペースにおける喫煙状況はどうなっていますか。

a. 終日全面禁煙にしている
b. 喫煙専用室（喫煙のみができ、飲食はできない）を設けている
c. 喫煙室（喫煙とともに飲食ができる）を設けている
d. 喫煙席、禁煙席の指定などをするが、禁煙席に煙が漏れる
e. その他（内容を右欄に記載してください）
f. ランチライムの禁煙など、時間分煙にしている
g. 特に対策はしていない

→ **８へ**

7	

e の内容

８．７．でｄ～ｇを選択された方にお聞きします。
喫煙専用室や喫煙室を設置されていない理由は何ですか。（複数選択可）

a. 近いうち（2020 年まで）に対策する予定
b. 喫煙専用室や喫煙室の設置はスペースの関係で難しい
c. 喫煙専用室や喫煙室の設置は費用がかかるので難しい
d. テナントなので設置できない
e. その他（内容を右欄に記載してください）

8	

e の内容

９．加熱式たばこの取扱いはどうなっていますか。

a. 特に区別しておらず、紙巻きたばこと同じ取扱いとしている
b. 紙巻きたばこと区別している（内容を右欄に記載してください）

9	

b の内容

10．受動喫煙防止対策について、ご意見があればご記入ください。（自由記載）

10	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました

質問３．客席面積について（計算方法の例）

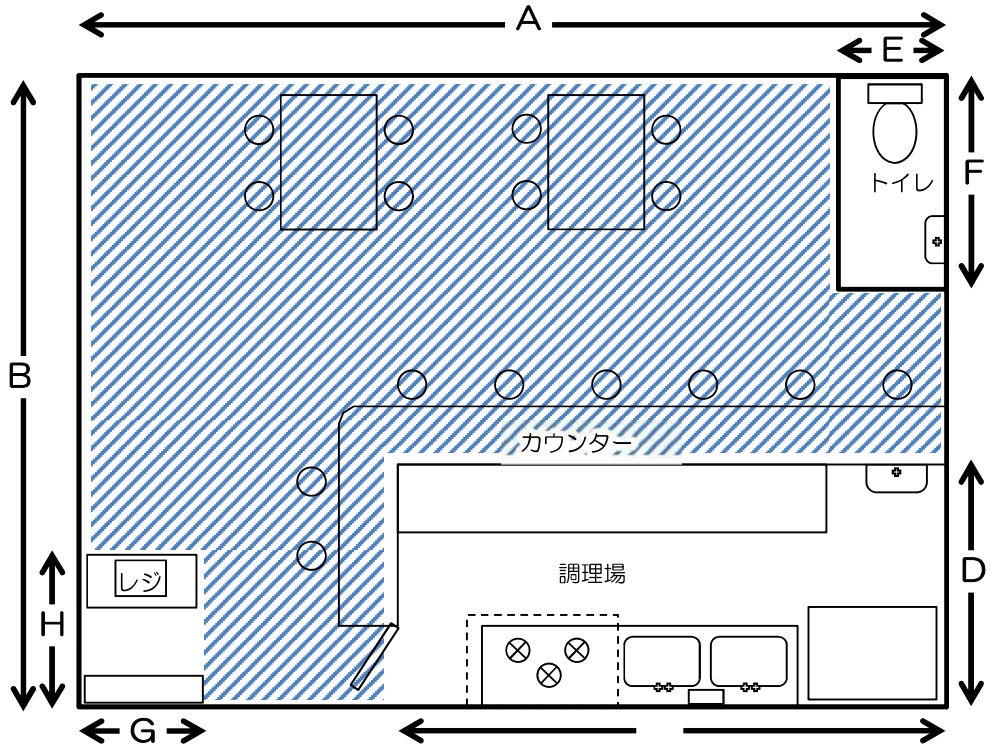

店舗全体　＝　客席面積　＋　調理場　＋　その他のスペース（トイレ、従業員スペースなど）

A×B　　＋　C×D　＋　（　E×F　＋　G×H　）

- 調理場や倉庫等、従業員用エリアを除く、お客さんが自由に立ち入ることのできるスペースを客席面積として考えてください。（上記斜線部）
- お客さんが使用するスペースであっても、トイレや手洗い場は含まないでください。

- 参考までに、坪数と平米数の換算表は以下のとおりです。

坪数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31～
	↑			↑			↑			↑			↑			↑			↑			↑			↑			↑			↑	
平米数	0			10			20			30			40			50			60			70			80			90			100	

アンケートお問い合わせ先

〒540-8570　大阪市中央区大手前 2-1-22

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課　生活習慣病・がん対策グループ

担当：岡本（智）、岡本（弘）

TEL: 06-6941-0351（内線：2595）　FAX: 06-6944-7262

E-mail: kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp